

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成25年10月21日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

（2）意見募集期間

平成25年7月30日（火）～平成25年8月30日（金）

（3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出件数　：　3通（4件）

（2）提出された御意見と御意見に対する考え方　：　別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	当該農薬類の登録保留基準値案は妥当である。	御意見ありがとうございます。
2	ペンフルフェンを除いたいすれの化学物質も親脂溶性で、自然界では安定な性質を示しているが、水中光分解されるので、分解物の化学的性質ならびに水生生物への影響などの情報提供を企業側に求めてはどうか。	御意見ありがとうございます。 分解物の化学的性質については、食品安全委員会の農薬評価書にその概要が記載されており、それらを踏まえてADI（許容一日摂取量）が設定され、そのADIに基づき水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定しています。また、水生生物への影響については、農薬の生態系への影響を未然に防止する観点から、3生物種（魚類、甲殻類、藻類）の毒性試験を求め、その結果を踏まえて、現在、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を設定し、リスク評価も行っています。
3	汚染水を液体窒素などで凍らせて冷凍車などで敷地外に運び出すあるいは冷凍倉庫に保管するということはできないのか。	今回のパブリックコメントへのご意見ではありませんので、いただいたご意見は関係部局にお伝えします。
4	農薬を使用した作物が体内に入ると体調に悪影響し、有機栽培の食べ物でなければならない人々もいる。大丈夫なのだろうか。	御意見ありがとうございます。 農薬の人体に対する安全性についての評価は、食品安全委員会において実施されています。また、食品中に残留する農薬などが人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省において全ての農薬の残留基準を設定しています。 いただいたご意見は関係府省にお伝えします。